

大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻及び

外国語学部学生支援委員会規程

平成 24 年 3 月 8 日

制 定

改正 平 25. 3. 7

最近改正 令 6.3.7

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学院人文学研究科外国学専攻及び外国語学部学生支援委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生の奨学金（外国人留学生及び海外派遣学生に係るものを除く。）に関する事項
- (2) 学生の入学科及び授業料の免除及び徴収猶予に関する事項
- (3) 学生の正課外教育に関する事項
- (4) 学生の修学及び生活上の相談及び支援に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 就職ガイダンス等の企画及び実施に関する事項
- (7) 就職に関する情報等の収集及び提供に関する事項
- (8) その他学生の厚生補導、学生生活及び就職支援に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 大阪大学外国語学部教授会の構成員のうちから外国語学部長が指名する教員 4 人
- (2) 大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻及び外国語学部なんでも相談室長
- 2 前項に定めるもののほか、委員会が必要と認めたときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号に規定する委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 2 項に規定する委員の任期は、その都度定める。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会、小委員会等)

第 8 条 委員会は、その審議事項に関する専門の事項を調査審議させるため、必要に応じ、委員会に専門委員会、小委員会等を設置することができる。

- 2 前項の規定により設置された専門委員会、小委員会等は、その調査審議の結果を委員会に報告するものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、専門委員会、小委員会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(報告)

第 9 条 委員会は、その審議の結果を大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻会議または大阪大学外国語学部教授会に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、人文学研究科策面事務部学生支援係において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大阪大学外国語学部学生支援委員会規程（平成 19 年 9 月 13 日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻および日本語・日本文化専攻の学生、大阪大学大学院人文学研究科日本学専攻応用日本学コースの学生について、当分の間、この規程により取り扱うものとする。